

第178回国立市情報公開及び個人情報保護審議会

日時 令和4年11月2日 午前9時30分から

会場 市役所3階 第4会議室

出席者 委員 石居 人也 委員 岸 敦子 委員 関口 八千代
委員 中川 律 委員 中村 英示
事務局 文書法制課長 吉田 公一 文書法制課文書法制係長 稲山 愛
文書法制課文書法制係主査 田口 陽平
説明者 文書法制課長 吉田 公一
福祉総務課課長補佐 稲木 公崇 福祉総務課地域福祉推進係長 櫻井 吾郎
福祉総務課地域福祉推進係主事 奥 幸治

【石居会長】 では、おはようございます。

【中村委員】 おはようございます。よろしく申し上げます。

【石居会長】 よろしくお願いいいたします。それでは、第178回国立市情報公開及び個人情報保護審議会を始めたいと思います。お忙しい中、今日もお集まりいただきまして、ありがとうございます。

では、初めに事務局から資料の確認をお願いいたします。

【事務局】 (資料確認)

中村委員のところには事前にメールでお送りさせていただいておりますが、本日、答申書案も皆様に配付させていただいております。

【中村委員】 受領しております。ありがとうございます。

【事務局】 よろしく申し上げます。

【石居会長】 資料は皆さんおそろいでしょうか。大丈夫ですか。

では、諮問事項、継続案件に入りたいと思います。お配りいただいたのは、この前の議論を踏まえて、私のほうで修正を加えたものを事務局にお送りして、またさらに事務局で文言の整理や体裁の整理、その他を行っていただいたものということになります。皆さんのお手元のものもコメントはついているものになりますね。

【事務局】 はい。

【石居会長】 分かりました。ということで、事務局から少しチェックをしていただいた指摘事項も入っておりますので、この辺りをどうするかということ、また、ここに上がっていないことも含めて、さらにお気づきの点がありましたら、修正を適宜していきたいと思いますので、どこからでも結構ですので、御指摘をいただければと思います。

このコメントに関して事務局からございますか。

【事務局】 コメントのほう、取り急ぎ、気づいた形を簡単な形で記載させていただきました。こちらにも急ぎで載せたものでして、御説明も十分だったりする点があるかもしれません。

そうしましたら、少し補足させています。4、付言の(4)、その他運用上留意すべきと考える点のaの部分ですが、「自己を本人とする個人情報を管理する権利を保障する」という部分ですが、条文の

規定そのまま表現を引用していただいていると思いますので、ただ、bのところでは自己情報コントロール権という言葉が出てきていますので、多分同じものを指しているかなと思うところではあります。ですので、いわゆる自己情報コントロール権という言葉に統一するのも1つの方法だと思いますし、それか間を取って多少分かりやすくということで、自己情報を管理する権利というふうな表現にする、あるいは当初の表現のままでbのほうも合わせるといったことも考えられるかなと思っております。

続きまして、次のコメントですが、コメントの3番、bのところですが、「本人同意に基づくシステムの導入」、市としてはシステムの導入なのですけれども、本人同意で本人が利用するという意味合いを考えますと、利用のほうがよいかと思った部分がございます。

次、cの個人情報保護委員会に報告すべき漏えい等の事態についてですが、「審議会の報告ないし諮問」と入れていただいているのですが、一応、条例の規定上は諮問事項ではない形になりますので、個別具体的な漏えい等の事案につきましては諮問事項にはできないため、「ないし諮問」を削除するというのでよろしいかも御確認いただければと思います。

続きまして、次のページ、fの死者の個人情報についてですが、コメントだけでは分かりにくいと思うのですが、当初、会長のほうではたしか適切に取り扱っていただきたいというような表現にしていたかと思いますが、個人情報の開示請求等の取扱いについては改正法に従った運用になってしまいますので、死者の個人情報の管理の仕方というふうに「管理」のほうが適切ではないかと思って、すみません、修正後が載ってしまっているのですが、一応そういったことを考えていたところではございます。

続きまして、gの「デジタル化時代に即した情報公開の推進」ということですが、恐らくこれは、中村委員から御意見いただいていた開示請求などの手続のデジタル化とかオンライン化を進めることを検討してほしいといったことだったかと思います。その開示請求の手続とか制度についてということかということをお確認いただければと思います。また、情報公開の部分と個人情報保護制度における個人情報の開示請求の手続がありますので、どちらかだけのことなのか、両方を含めたことなのかをお確認いただければと思います。

あと、細かいところではございますが、「市民が負担する費用」といいますが、経済的コストというより多分、利便性といった時間的コストの意味合いが強いのかなと思ったところで、コメントを追加させていただきました。

よろしく願いいたします。

【石居会長】 ありがとうございます。そうですね。御指摘いただいた点は概ねそのような御指摘に従うのがいいかなと思いました。1点目、冒頭の4、aのところは、確かにaの見出しにも既に自己情報コントロール権という言葉を使っているのですが、後から中身が出てくる感じなのですね。もともとは自己情報コントロール権がここを指すよというのを対応させる意味で、ここはあえて開いて書いたというところはあるのですが、これだけだと表現として一貫性を欠くと思いますので、自己情報コントロール権に統一するか、ここだけはコントロール権の後に括弧して今の文言を中に収めて対応を示すかどちらかかなと、今伺いながら思いました。

あとは御指摘のような修正がいいのかなと私は思ったのと、最後のgのところは、もし中村委員の御意図に沿った形で表現できるのが一番いいと思いますので、中村委員、もし御意見ございましたらいただければと思います。いかがでしょうか。

【中村委員】 まず、gのタイトルの部分、「開示請求制度」がいいですかね。

それから、「個人情報開示請求等の手続に際して」というコメントも御指摘のとおり表現に変更したほうが良いと思います。

それから、3つ目のコメントも、「時間的・経済的コストが低減するような努力」、修正していただいた文言のままが良いと思います。

ありがとうございます。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、もちろん今の点、もっとこうしたほうが良いということがあれば、そちらも含めて、その他、お気づきの点などを御自由にお出しただければと思います。いかがでしょうか。

【中川委員】 最後のところ、先ほどの事務局案の「公開に際して市民の利便性の向上に努めていただきたい」という感じのほうが分かりやすい文章かなと。「時間的・経済的コスト」というところですけれども、「公開に際して市民の利便性の向上に努めていただきたい」というシンプルな表現にしてもいいのかなと。

【石居会長】 コストの話、具体的などころではなく。

【中川委員】 ええ。

【石居会長】 なるほど。「市民の利便性の向上に努めて」……。

【岸委員】 今の御指摘だと、情報公開に際して市民の利便性の向上に努めるということなのかね。

【中川委員】 はい。

【岸委員】 そうすると、時間的・経済的コストとかも削除の上でということですかね。

【中川委員】 いや、別にこだわらないのですけれども、そっちのほうが一般的な文章じゃないですかということです。

【岸委員】 負担が軽減されるということは、私個人としては残したいなと思ってまして。

【中川委員】 そうですか。こだわりがあるようでしたら別に全然。

【岸委員】 時間的・経済的コストも含めてなので、結局同じことなのかもしれないのですけれども、開示請求をするのに市役所に来て、書類を何十枚も書いてみたいな、そういう手続的な負担も含めて負担軽減というのと、利便性の向上というところが、何とどのかな……。

【中川委員】 では、「公開に際して市民の負担を軽減し、利便性の向上に努めていただきたい」にしたほうがよろしいのではないのでしょうか。

【岸委員】 はい。よろしいかと思いますが、中川委員がよろしいかどうか。

【中川委員】 はい。御意見に賛同します。今の「情報公開に際して」が要らないのかなと思いました。重複していますよね、2行目の一番最後のところです。

【岸委員】 確かに、これ一文ですものね。

【中川委員】 そうです。最初に出てきているので要らないかなと。「検討を続けるとともに、利便性の向上及びコストの低減の努力を進めていただきたい」という文章のほうがこなれていると思います。

【石居会長】 ありがとうございます。今のところをまとめますと、2行目の後半、「の検討を続けるとともに、」までは同じで、その後が、冒頭を削除して「市民の負担を軽減し、利便性の向上に努めていただきたい」となりますが、よろしいのでしょうか。

【中川委員】 異存ございません。

【中村委員】 結構です。

【石居会長】 ありがとうございます。では、gのところはこのような修正をしたいと思います。コメント箇所に関してを先にしてしまったほうがいいかな。コメント箇所に関して、ほかはございますでしょうか。

【中川委員】 先ほどの自己情報コントロール権のところですが、一番最初のほうの2枚目の一番下の判断の理由の2段落目に、「まず、『条例』の基本精神として『自己を本人とする個人情報を管理する権利』」というのが出てきますが、ここで点をして、「個人情報を管理する権利（第3条第2項）、いわゆる自己情報コントロール権」というふうに書いて——のことを言っていますよと言ってしまえば、あとは全部自己情報コントロール権で統一できるのではないかと思います。

【関口委員】 すみません。逆にこれ、コメントがあったから悪目立ちなのかもしれませんが、自己情報コントロール権という個別具体的な権利があるように、固有名詞のように読めてしまうかなと逆に思ったので、(4)のaのタイトルとbのところを、自己情報コントロール権という言葉、自己情報を管理する権利と置き換えたほうがいいかなと、事前に配付いただいたときに思ったのですけれども、自己情報コントロール権という言葉が……。

【中川委員】 自己情報コントロール権という言葉が大事なのですよね、きっと。

【関口委員】 ああ、言葉があるのですか。

【中川委員】 はい。

【石居会長】 すみません。では、一旦休憩にしたいと思います。

(休 憩)

【石居会長】 それでは、再開いたします。

自己情報コントロール権のところです。ポイントは、自己情報コントロール権という言葉を使うのか、自己情報を管理する権利というふうに関くのか、そこでした。中川委員が発言中でしたね。

【中川委員】 では、敷衍させていただきます。すみません、少々言葉足らずだったと思うのですが、いわゆる自己情報コントロール権というのは、初学者が学ぶ憲法の教科書等にも登場する非常に一般的な言葉でして、恐らく市民の方々がパブリックコメント等で意識なさっている文言というのも、この自己情報コントロール権というふうな言葉を念頭に置いているいろいろな御意見を出してくださっているのではないかと思います。特に自己を本人とする個人情報を管理する権利というのが非常にまどろっこしい表現ではないかという御意見等もあったと思うのですが、恐らく市民の方々としては、条例の中で自己情報コントロール権というものをストレートにうたってほしいというふうなことだと思うのですが、それは今回は条例の素案の中では採用しなかったのですが、その精神が条例には含まれていますということを当審議会としてお示しするのがいいのではないかと思います趣旨で、この言葉を入れていただきたいところです。

【関口委員】 承知しました。ありがとうございます。すみません、勉強不足で恐縮です。

【石居会長】 ありがとうございます。そうしますと、文言として、やはり自己情報コントロール権を生かすということで行きますと、先ほど中川委員がおっしゃってくださった初出に当たる2枚目の3、判断の理由の第2段落第2行目、「(第3条第2項)」の後に、点を打って。

【中川委員】 読点を打っていただいて。

【石居会長】 そうですね。「いわゆる自己情報コントロール権の保障を謳ったことは重要であり」というふうに続けると、以下は自己情報コントロール権に統一できるということですね。そうすると、

後でもう一度電子データで検索したほうがいい気はしますが、文言としては、その後影響してくるのは、先ほどコメントをいただいた最初の部分がもう自己情報コントロール権に変わると。4、(4)の本文5行目が、「自己情報コントロール権を保障するという考え方の下で」ということですね。以下は自己情報コントロール権になっていると。もしもう一度確認して、自己情報コントロール権になっていないところがあったら、それも自己情報コントロール権に改めるということですね。いかがでしょうか。よろしいですか。

【中村委員】 よろしいと思います。

【石居会長】 ありがとうございます。

ほかにコメントに関わるところございますでしょうか。

【中川委員】 この「導入」を「利用」にというふうなことです。これは、市のほうがシステムを導入することについて気をつけてくださいというふうな趣旨の文章かと思うのですけれども。

【石居会長】 そうですね。もともとはそうです。

【中川委員】 そうしますと、やっぱり「利用」よりも「導入」でよろしいのではないかと思うのですが、いかがですか。

【事務局】 本人同意に基づくシステムの導入というのが、本人同意に基づくがどこまでかかっているのかが分かりにくいかなといった部分がありまして。

【中川委員】 そうですよ。「市が本人同意に基づくシステムを導入すること等も求めて」というふうに開いたほうがいいのかということですかね。

【岸委員】 それだけだと、結局、誰が何をどうするんだみたいな、市の話なのか、本人同意の話なのかみたいな、一読しただけだと意味が分かりづらくなるような気もするのですが。

【中川委員】 上のところで「本人同意の名の下に」云々というふうな説明に続いて、「市が本人の同意に基づくシステムの利用を導入すること等も含めて」となるのですかね、説明しようとする。

【岸委員】 でも、そうか。どちらにしる難しいですね、これは。

【関口委員】 「本人同意によって利用するシステムの導入」。

【中川委員】 そうですね。「本人同意に基づいて利用するシステムの導入」、それがいいかもしれないですね。

【石居会長】 で、やっぱり「市が」が入ったほうがいいですかね。

【関口委員】 そうですね。システムを導入するのは市ですからね。

【石居会長】 「この点に関しては、市が本人同意に基づいて利用するシステムを導入すること」。

【中川委員】 「する際も含めて」というふうにしてもいいかもしれないですね。

【中村委員】 「市が」という主語が導入の直前にあると分かりやすいと思います。

【石居会長】 「本人同意に基づいて利用するシステムを市が導入する際も含めて」。

【中村委員】 そうです。

【石居会長】 改めてもう一回読み上げてみます。これは一文読んだほうがいいですかね。「この点に関しては、本人同意に基づいて利用するシステムを市が導入する際も含めて、個人情報の取扱いとはどのようなものであるべきなのかを絶えず意識する運用が必要だと」。「運用が」が今度おかしくなるか。いいのか。「意識する運用が必要だと考える」。「導入する際」と絞ったので、「絶えず意識する必要があると考える」でいいですかね。

【中川委員】 そうですね。

【石居会長】 もう一回読みます。「この点に関しては、本人同意に基づいて利用するシステムを市が導入する際も含めて、個人情報の取扱いとはどのようなものであるべきなのかを絶えず意識する必要があると考える」でいかがでしょうか。

【中川委員】 はい。

【関口委員】 はい。

【中川委員】 その前後でスペースが空いてしまっている、これは単純な誤字ですが、bの柱書きのところ。

【石居会長】 の最後ですね。

【中川委員】 はい。

【石居会長】 「留」と「意」の間が。

【中川委員】 あと、cの下から3行目の「事案についても」、ここもスペースが空いていますね。

【石居会長】 これはもしかすると点があるので、送ってしまっているのかもしれないですね。その上の諮問の後もそうですよね。

【中川委員】 そうですね。

【石居会長】 追い込みにすれば入りそうですね。

【中川委員】 ワードの設定ですかね。

【石居会長】 設定ですね。

【中川委員】 結構あるのですね、そういうところが。

【石居会長】 そうですね。でも、「留意」は間違いなく詰めないで。ありがとうございます。

【中川委員】 ちなみに、これも設定かもしれませんが、dのところの下から4行目の「委員会事務局」。

【石居会長】 これも多分括弧があるので、送ってしまっていますよね。

【中川委員】 あと、非常に細かい点ですが、先ほどの2枚目の「判断の理由」のところの冒頭、「条例」となっていますが、これ、全てほかのところには「(素案)」がついていると思うのですけれども、ここだけ「(素案)」がついていない書き方。その下も「(素案)」がついていないか。

【石居会長】 そうなのです。ここは素案そのものについて書くよりは、出来上がる条例に関わる内容だと思ったので、ここは「(素案)」をつけなかったということなのです。

【中川委員】 なるほど。その下の段落の『「条例」の基本精神として』も同じ趣旨ですか。

【石居会長】 趣旨はそうですね。ただ、こう書いてあるのは素案だという話でもありますね。

【中川委員】 了解しました。

ほか、私、読ませていただいて、特段気になったところはございません。

【石居会長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしますと、もう一度全体を確認しますと、2枚目の3の下から3行目のところ、自己情報コントロール権の話が、「いわゆる」で入るとのことと、3枚目は特になく、4ページ目は、4のaのコメントを入れていただいたところを「自己情報コントロール権」にする。4のbの柱書きの最後、「留」と「意」の間のスペースを取る。コメント箇所、自己情報コントロール権はそのまま、「利用」とコメントがついているところが、先ほどのように大幅に文章の書き方が変わる。それから、cのところのコメントは、「ないし諮問」は取ったほうが正確だと思いますので、「ないし諮問」を取ります。

5ページ目に入って、d、eは大丈夫で、fももう直していただいたものが入っていますので、fもこのままで、gは、柱書きはコメントのうちの「開示請求制度」のほうに改める。本文に入って、冒頭のところはコメントどおり「個人情報開示請求等の手続」に改めて、2行目の後半以降は先ほど確認した内容に改めるというのが修正箇所になります。

ほか、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

【事務局】 最後のgのところで、念のため確認させていただきたいのですが、gの2行目、「情報公開に際して」のところは「開示請求制度に際して」にするということで、その次の「デジタル化時代に即した安全な情報公開の在り方」、ここの情報公開も「開示請求制度」に修正してよろしいでしょうか。

【石居会長】 そうですね。

【事務局】 次の括弧で、「(たとえばオンラインによる情報開示請求)」。

【中村委員】 そうですね。御指摘いただいたとおりだと思います。

【石居会長】 こちらは全て今御指摘いただいた形に直すということですね。

では、よろしいでしょうか。

では、大変長かったような短かったようなですけれども、これで一応、成案になるということになりますので、どうもありがとうございました。

【事務局】 今日御指摘いただいた部分を事務局で修正して、委員の皆様にもメールでお送りし、特になければということで決裁行為に移らせていただくという形を取らせていただいでよろしいでしょうか。

【石居会長】 はい。

【文書法制課長】 あと、今後の市の動きになります。9日にこの間お話しした理事者、部長職で成る庁議という意思決定をする場がございます、そちらで付議という形で条例案について付議をさせていただきます。そこで意思決定がなされます。その後、市長のほうから、認識を持たせるために部長職にはぜひもう1回説明会を開いてくださいということで、17日に私どものほうで部長職に対して説明を行います。その後、12月の市議会第4回定例会で条例案を提案し、総務文教委員会に付託され、私どものほうで答弁をするという形になります。精いっぱい答弁させていただきますので、頑張ってくださいですのでよろしくお願いいたします。

あと、住基ネットと安心安全カメラの条例、これが諮問・答申をいただいでできている条例です。これについての取扱いを今後どうするか、担当部長とも話をしておりますので、話が進み次第、もしかしら諮問になるのかどうかも含めまして、情報が入りましたら早急に委員の皆様には御報告をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【石居会長】 ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項に移りたいと思います。報告事項の(1)ですね。

【事務局】 担当課が今参りますので、少々お待ちください。

会長、すみません。順番を入れ替えさせていただきます、報告の(2)以降を先にということで。

【石居会長】 分かりました。それでは、議事の順番を入れ替えまして、報告事項の(2)の御準備をお願いできればとお伺いします。

では、報告事項の2つ目、個人情報取扱業務登録(変更)の報告についてということで、お願いい

たします。

【事務局】 それでは、資料3-1からとなります。個人情報取扱業務登録（変更）のものは3件でございます。

まず、3-1を御覧ください。福祉総務課の生活困窮者への自立支援に関する相談業務及び給付金業務でございます。当初の登録は、生活困窮者への自立支援に関する相談業務を実施するためのものでございましたが、今回、市独自の生活困窮者家計応援給付金を実施するため、業務の名称に給付金業務を追加いたしまして、業務の対象者の範囲にも各給付金の受給者対象者を追加する変更の届出となっております。

続きまして、3-2も同じく福祉総務課の臨時福祉給付金支給業務でございます。これから担当課から報告がございますけれども、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の事業を実施するに当たりまして、必要な情報を収集するための届出でございます。具体的には、個人情報の収集目的に本給付金の対象者を追加、業務対象者の範囲に令和4年9月30日時点で住民登録のある住民税非課税世帯を追加、個人情報の記録項目に収入及び所得を追加する届出となります。

続きまして、3-3は、国立駅周辺整備課の国立駅南口駅前デザインアイデアコンペに関する業務でございます。旧国立駅舎東西広場、円形公園を含む国立駅南口駅前のデザインアイデアコンペを募集するに当たりまして、コンペに応募された方の必要な個人情報を収集するための新規の登録届出になりまして、個人情報の記録項目に関しましては記載のとおりでございます。

以上でございます。

【石居会長】 ありがとうございます。

御質問などございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では続きまして、報告事項（3）、個人情報取扱業務外部委託登録の報告についてということで、お願いいたします。

【事務局】 それでは、資料の4-1からとなります。外部委託登録が5件でございます。

まず、4-1を御覧ください。ふるさと納税ワンストップ特例申請受付サービスでございます。委託の目的及び内容は、ふるさと納税業務における寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付・管理等、及び寄附金税額控除に係る申告特例通知書作成等を委託するものでございます。委託に関する個人情報の項目につきましては、登録書に記載のとおりとなっております。

続きまして、4-2は、価格高騰緊急支援給付金業務委託でございます。委託の目的及び内容は、価格高騰緊急支援給付金事務の遂行に必要なコールセンター及び窓口業務を委託するものでございまして、給付を受けるために必要な手続に関する申請受付業務及び給付金に関する各種問合せに対応するものでございます。委託に関する個人情報の項目につきましては、登録書に記載のとおりでございます。

続きまして、4-3は、価格高騰緊急支援給付金システム導入等委託でございます。委託の目的及び内容は、価格高騰緊急支援給付金の対象者名簿の作成を委託するものでございまして、住基情報及び税情報等を取り込み、給付対象者名簿を作成するものでございます。個人情報の項目といたしましては、登録書に記載のとおりでございます。

続きまして、4-4は、価格高騰緊急支援給付金給付事業に係る確認書等の封入封緘業務でございます。委託の目的及び内容は、価格高騰緊急支援給付金給付事業について、給付対象者に対して確認書等の書類一式を送付するに当たり、封入封緘業務を委託するもので、必要書類を封筒に封緘いたし

まして、福祉総務課に納品するものとなっております。個人情報の項目といたしましては、氏名、住所、口座番号のみとなっております。

続きまして、4-5は、こども医療費助成制度医療証の作成及び封入封緘業務委託（単価契約）でございます。委託の目的及び内容は、こども医療費助成制度において、受給者資格の年度更新を行うに当たり、医療証及び封筒の作成、医療証への受給者情報の印字、世帯ごとの封入封緘作業を委託いたしまして、子育て支援課に納品するものとなっております。個人情報の項目といたしましては、登録書に記載のとおりとなっております。

以上でございます。

【石居会長】 ありがとうございます。

こちらについて御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

では続きまして、報告事項の（4）、個人情報目的外利用等届出の報告についてということで、よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、資料5-1からになります。目的外利用等をする期間及び提供先は記載のとおりとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

5-1、課税課の市都民税の課税業務でございます。法令の規定に基づきまして、税額等の課税情報を目的外利用するものでございます。

続きまして、5-2、収納課の滞納整理業務でございます。法令の規定に基づきまして、対象者の地方税法に関する法令の規定により通告処分を受けたことの有無について回答するものとなっております。

続きまして、5-3、職員課の職員人事管理、職員給与等支給業務でございます。本人の同意に基づきまして、対象者の所属、氏名等を外部提供するものでございます。

続きまして、5-4から5-5の2件でございますが、いずれも福祉総務課のものでございます。

まず、5-4は、生活保護法決定調書関係業務でございます。本人同意に基づきまして、通帳の写し及び資産状況把握のための記録の写しを提供する目的外利用となっております。

5-5は、福祉に関する総合相談業務、生活困窮者への自立支援に関する相談業務でございます。法令の規定に基づき、福祉総合相談係での把握情報を提供する目的外利用となっております。

続きまして、5-6は、しょうがいしゃ支援課の身体障害者の支援に係る業務でございます。本人同意に基づきまして、身体障害者手帳交付状況の最新情報を提供する目的外利用でございます。

続きまして、5-7、高齢者支援課の要介護・要支援認定業務でございます。こちらは、刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、福生警察署に対し、要介護度等を提供したものでございます。照会目的でございますが、捜査協力者の証言能力等を確認するに当たり、要介護状態に係る情報を判断材料の一つとするために提供を求められたものとのことでございました。

続きまして、5-8、子育て支援課のこども医療費助成制度でございます。法令の規定に基づきまして、要支援児童のこども医療費助成制度の利用状況の情報を提供する目的外利用をするものでございます。

続きまして、5-9、国立駅周辺整備課の旧国立駅舎安心安全カメラ管理運用業務でございます。こちらは、刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、立川警察署に対し、旧国立駅舎に設置した安心安全カメラの記録データを提供したものでございます。照会目的でございますが、市の施設であります旧国立駅舎に未明に不法侵入した者がおりまして、この捜査のために提供を求められたものとの

ことでもございました。

最後、5-10でございますが、市立小・中学校児童・生徒の指導上の記録に関する業務でございます。登校しぶりや不登校となっている児童生徒・保護者を支援するために、本人同意に基づきまして、相談を受けた世帯の状況や世帯情報等について情報提供する目的外利用でございます。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

【石居会長】 ありがとうございます。

こちらについて御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

【中川委員】 意見ですけれども、毎回お願いしていることですが、刑事訴訟法197条2項に基づく捜査照会と任意規定に基づく個人情報の回答に関しましては、今お伺いしている限り、非常に慎重な運用を現場でもなさっていただいているようでして、引き続き努めていただけるようお願いいたします。特に今回のように要介護度というような非常にセンシティブな内容を含む場合もあるということが確認できましたので、今後も運用の慎重を期していただければと思います。

以上です。

【事務局】 承知いたしました。ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにございますでしょうか。ありがとうございます。

では、報告事項(2)から(4)は以上ということになりますかね。

【事務局】 どうもありがとうございます。

福祉総務課の担当者が参りますので、お待ちください。

(説明者入室)

【石居会長】 それでは、報告事項の(1)に戻ります。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についての報告ということになります。

担当課の皆様、自己紹介いただいた上で御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

【福祉総務課課長補佐】 (自己紹介)

【地域福祉推進係長】 (自己紹介)

【地域福祉推進係主事】 (自己紹介)

【福祉総務課課長補佐】 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について御報告させていただきます。資料の1ページを御覧ください。

まず、本事業は、令和4年9月9日に政府が開催した物価・賃金・生活総合対策本部において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、1世帯5万円をプッシュ型で支給する方針が示されたため、住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(以下、「給付金」)を給付するものです。本事業を実施するに当たり、令和3年度に実施しました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務と同様のシステムを使用することから、審議会に御報告いたします。

なお、令和3年度開催の審議会において、住民税非課税世帯等向け臨時特別給付金事務支援システムを利用した個人情報ファイルの作成については、資料5ページ別紙1のとおりのお返事をいただき、現在までシステムを運用しております。

また、配偶者やその他親族からの暴力等に係る個人情報、措置入所等障害者・高齢者に関する個人情報及び措置入所等児童に関する個人情報を目的外利用することについてですが、本給付金では、資料の7ページ以降の別紙2-①及び②のとおり、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預

貯金口座の登録等に関する法律第11条を根拠として、配偶者やその他親族からの暴力等に係る個人情報等を目的外利用することができることとなっております。

本給付の対象ですが、基準日の令和4年9月30日において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯と、予期せず家計が急変し、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）の2つです。

給付額についてですが、1世帯当たり5万円です。

資料の2ページを御覧ください。中段よりも下のところなのですが、住民税非課税世帯等に対する緊急特別給付金と同様のシステムの使用についての理由といたしましては、本給付金を給付するに当たりまして、申請書の受付管理、口座情報管理等を住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金と同様のシステムで一元的に管理することで、迅速かつ確実な給付につなげるためです。

本システムで取り扱う個人情報についてですが、住民税非課税世帯等向け臨時特別給付金事務支援システムと変更はありません。

資料の3ページを御覧ください。システムの機能についてですが、住民税非課税世帯等向け臨時特別給付金事務支援システムと変更はありません。

セキュリティ対策につきましても、資料の3ページ、4ページに記載させていただきましたとおり、住民税非課税世帯等向け臨時特別給付金事務支援システムと変更はありません。

最後に、前回の答申の際に付言いただきましたことを踏まえ、個人情報の取扱いについては適切に管理運用するよう、引き続き努めてまいります。

報告は以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、御質問、御意見などございましたらお願いいたします。

【関口委員】 1点質問させていただきます。

今回は、過去に諮問して答申しましたシステムと取り扱う個人情報は変わらないということだと思うのですが、給付対象者のところ、1ページ目の2の(2)に挙げていただいている家計急変世帯とかも過去にも入っていましたでしょうか。

【福祉総務課課長補佐】 はい、入っています。

【関口委員】 この辺りも、抽出方法とかも変わらないということで大丈夫ですか。

【福祉総務課課長補佐】 そうですね。家計急変の場合は同様となっております。

【関口委員】 分かりました。ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにございますでしょうか。よろしいですかね。

では、ありがとうございます。引き続き、慎重に取り扱っていただければと思います。よろしくお願いたします。

【福祉総務課課長補佐】 ありがとうございます。

【石居会長】 それでは、報告事項も予定していたものは終わりました。

その他はございますでしょうか。

【事務局】 本日はありがとうございます。

(次回日程確認)

あと、今後ですが、先ほど触れました住基ネット条例、安心安全カメラ条例についてもお願いすることがあるかと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、これで今日の予定は全て終了ということになりましたので、久しぶりに早めに終了したいと思います。どうもありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

— 了 —